

各局等関係課室

事務連絡

令和7年12月10日

令和8年経済センサス - 活動調査への協力について（依頼）

今般、総務省及び経済産業省において、令和8年6月に、全ての事業所・企業を対象とした令和8年経済センサス - 活動調査を実施いたします。

経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とする政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として5年に一度実施しています。

つきましては、令和8年経済センサス - 活動調査の正確な理解と調査の円滑な実施を図るため、以下の内容について、広く御周知いただきますようお願い申し上げます。

【別添1】

令和8年経済センサス - 活動調査の実施について

【調査の目的】

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施します。

経済センサス - 活動調査は、主に民営事業所を調査対象とする「甲調査」と、国及び地方公共団体の事業所を対象とする「乙調査」の2種類があります。

【調査の法的根拠】

統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として実施します。

【調査の対象】

① 甲調査

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所等を除く全ての事業所・企業

② 乙調査

国の事業所及び地方公共団体の事業所

【調査の方法】

① 甲調査

調査は「調査員調査」と「直轄調査」による二つの方法で行います。

ア 調査員による調査

- 都道府県知事が任命する調査員（別添2の「調査員証」を携帯）が、事業所等を訪問して、活動状態の把握（廃業、新設等の把握）をした上で、個人経営企業の事業所、支社等を有しない法人事業所（資本金1億円未満など比較的小規模な法人のみ）、新設された事業所等に訪問して、調査票を配布します（令和8年4月下旬～5月下旬）。

※ チェーン店などの支所等の場合は、別途、総務省・経済産業省から調査書類が郵送されますので、調査員は活動状態の把握のみを行い、調査票の配布・回収は行いません。また、上記調査員が調査票を配布する属性の事業所に対しては、4月上旬に総務省・経済産業省からインターネット回答に必要な書類を郵送しており、インターネット回答がされていない事業所にのみ、調査員は調査票を配布します。

なお、あらかじめ国が統計調査に用いる母集団として把握していない事業所については、新設された事業所として、調査員は活動状態の把握、調査票の配布回収を行います。

- 回答は、インターネット、郵送又は調査員への提出により行うこととしており、調査員へ提出する場合は調査員が回収に訪問します（令和8年6月）。

イ 直轄調査

- 支社等を有する企業の本社等に総務省・経済産業省から調査票を郵送すること

により行います（令和8年4月下旬～5月）。

- 回答は、インターネット又は郵送により行います（令和8年6月）。

② 乙調査

市町村の調査事業所にあっては市町村が、都道府県の調査事業所にあっては都道府県が、国の調査事業所にあっては総務省が電子メール等により調査票を送付し、これに回答する方法により行います。

【調査の期日】

令和8年6月1日現在

【調査事項】

① 甲調査

〔産業共通の基本的事項〕

- 事業所の名称、所在地、経営組織、開設時期、従業者数、主な事業の内容、売上高・費用等の経理事項等

〔産業別の特性事項〕

- 製造業：製品出荷額、在庫額、加工賃収入額、原材料・燃料・電力の使用額等
- 卸売業、小売業：年間商品販売額、商品手持額、店舗形態、売場面積、営業時間等

② 乙調査

- 事業所（機関）の名称、電話番号、所在地等

【結果の公表】

① 公表の方法：インターネット、刊行物及び閲覧により公表します。

② 公表の時期：速報集計結果は令和9年5月末日までに、確報集計結果は令和9年9月頃から順次公表予定です。

【その他】

- 毎年実施しております経済構造実態調査については、本調査の実施に伴い実施されません。
- 詳しくは、令和8年経済センサス - 活動調査ホームページを御高覧ください。
<https://www.e-census2026.go.jp/>

<連絡先>
総務省統計局経済統計課経済センサス室
メールアドレス：e-katsudou@soumu.go.jp
電話番号：03-5273-1388

【別添2】

調査員証（参考様式）

【表面】（調査名を表題に含めた場合）

第 号	令和8年経済センサス - 活動調査	 政府統計
写真	氏名 ○ ○ ○ ○	
縦 4.0cm 横 3.0cm	この者は、令和8年経済センサス - 活動調査の調査員であることを証明する。	
	任命期間 年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日	○ ○ ○ 知事	印

（調査名を表題に含めない場合）

第 号	統計調査員証	 政府統計
写真	(調査名) 令和8年経済センサス - 活動調査	
縦 4.0cm 横 3.0cm	(氏名) ○ ○ ○ ○	
	この者は、上記の統計調査に従事する統計調査員であることを証明する。	
	任命期間 年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日	○ ○ ○ 知事	印

【裏面】

注意事項
1 この調査の事務を行うときは、この証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。 4 この証票は、任命期間が満了したときその他統計調査員の身分を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。
統計法(抄)
第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。 2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
第41条 (前略) 業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。(中略) 二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者(後略)
この調査は、総務省及び経済産業省が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。